

建設工事一般競争（指名競争）
入札参加有資格者 各位

高知市総務部 契約課

平成30年度 入札・契約制度の改正等について

平成30年度に高知市が発注する建設工事等に係る入札・契約制度の改正等は、下記のとおりです。

記

(1) 建設工事等に係る予定価格の事後公表について

工種及び発注方法	現行	改正後（H30.4.1～）
土木系工事（一般競争入札）	予定価格事後公表の試行 （積算疑義申立手続）	⇒予定価格事後公表本格実施 （積算疑義申立手続）
全ての建設工事に係る委託業務 （一般・指名競争入札）	予定価格事後公表の試行	⇒予定価格事後公表本格実施

※土木系工事とは、水道施設工事、造園工事、舗装工事、橋梁塗装工事、道路照明設置工事等の高知県土木工事標準積算基準を主体に設計された工事

なお、土木一式工事は平成29年度から予定価格事後公表を本格実施しています。

実施時期 … 平成30年4月1日以降に公告及び指名通知するものから適用

(2) 建設工事に係る委託業務の一般競争入札及び電子入札の拡大について

拡大項目	現行	改正後（H30.6.1～）
一般競争入札	1,000万円以上の委託業務※	⇒500万円以上の委託業務※
電子入札	1,000万円以上の委託業務※	⇒500万円以上の委託業務※

※建築（設備）設計で基本・実施設計を含む案件はプロポーザル方式での発注のため対象から除く。

実施時期 … 平成30年6月1日以降に公告するものから適用

(3) 建設工事等における社会保険等未加入業者への対応について

平成29年6月以降の発注案件から、下請契約の請負代金の合計が4,000万円以上（建築一式工事の場合は6,000万円以上）の建設工事の受注者に対し、社会保険等（健康保険・厚生年金・雇用保険）の加入届出義務がありながら、届出をしていない建設業者（以下、「社会保険等未加入建設業者」という。）との一次下請を禁止禁止している。

今回、実施から1年間が経過することを受けて、受注者が社会保険等未加入事業者との一次下請契約を交わしたことが判明し、当該社会保険未加入事業者の未加入状況が是正されない場合は、高知県に準じて受注者に対し、以下の措置を実施する。

- ①受注者（元請）に対し、制裁金を請求（契約書の改正）
- ②受注者（元請）に対し、契約違反による指名停止措置（契約書の改正）
- ③工事成績を減点

実施時期 … 平成30年6月1日以降に公告、指名通知及び見積依頼するものから適用
※当該措置に関する契約書の改正及び制定する要領につきましては、改めて通知します。

(4) 建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置の継続

建設需要の増大に伴う技術者・作業員の不足や労務単価及び資材単価の上昇等により、公共工事の不調・不落が全国的に発生している情勢を受け、本市においては、平成25年12月18日（平成28年6月1日一部改正）から以下の暫定措置を実施しており、不調・不落についての抑止に繋がっている。

本市の建設業者を取り巻く技術者・作業員不足等の情勢に格段の変化がないことから、暫定措置を廃止することにより、不調・不落のリスクが再び高まるおそれがあるため、当面の間、措置を継続する。

- ・ 事後審査型制限付き一般競争入札の適用範囲拡大
- ・ 事後審査型制限付き一般競争入札の入札参加資格要件の緩和
（発注ランク，実績，技術者の雇用日，手持ち工事）
- ・ 1者による入札の執行
- ・ 現場代理人の常駐の特例

(5) 総合評価落札方式の評価項目及び評価基準

平成29年度からの評価項目及び評価基準内容の変更はありません。（対象期間の整理のみ行っています。）

以上

事務担当 高知市 総務部 契約課
高知市本町4丁目1番24号
Tel:088-823-9416 FAX:088-823-9496
E-mail: kc-050500@city.kochi.lg.jp